

当財団の国旗小旗は全国敬神婦人連合会の御協力により全国の敬神婦人会の皆様が協心戮力して一本一本手作業で奉製いただいている旗です。

平成20年度より全国各地で国旗国歌の意義啓発運動の推進を図ることを目的とし、製作しました年間約12万本の国旗小旗を、協力いただける団体に無償にて提供しております。

### 国旗小旗頒布事業規約

- 1) 【頒布数及び期間】年間約12万本（最大）を当財団の活動趣旨に賛同する団体に対し無償提供する。頒布期間は年間製作本数が無くなり次第終了する。（本数についてはボランティア製作のため毎年変動します）
- 2) 【小旗提供申請・頒布実施】
  - 1：本規定を遵守する。
  - 2：事前に一般財団法人 日本文化興隆財団に「国旗小旗頒布申請書」を提出する。
  - 3：頒布申請は頒布日の15日前までとする。
  - 4：一事業の頒布上限数は原則10,000本とする。
  - 5：当財団の趣旨に合わない事業での頒布は許可しない。
  - 6：申請内容と異なる頒布は認めない。
  - 7：頒布の実施は管理者の善良なる監督下で行う。
  - 8：頒布終了後の取り置きを認めない。余った場合は速やかに当財団に返却する。返却の際、送料は申請者負担とする。
- 3) 【販売、転貸の禁止】

いかなる場合であっても営利目的での使用、申請者以外への無断譲渡を禁止する。
- 4) 【頒布計画の変更】

頒布計画に変更がある場合はその都度当財団に事前に申し出ること。
- 5) 【小旗の納品及び送料】
  - 1：頒布実施日より原則として1週間前までに納品を完了する。
  - 2：発送にかかる費用（実費送料・出荷手数料）は申請者の負担とする。
- 6) 【報告書提出の義務】

頒布終了後30日以内に報告書（事業成果）に写真（一枚以上・頒布活動が確認できる物）を添付の上、提出する。

提出がない場合は次回からの申請を許可しないものとする。
- 7) 【その他】

この規約の実施につき疑義の生じた事項又はこの規約に定めのない事項については、その都度協議して定める。
- 8) 【申請書・報告書送付先】

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-10  
一般財団法人 日本文化興隆財団 国旗小旗事業係  
電話03-5775-1145  
FAX03-3475-5805

以 上